

令和5年度 事業計画

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

1 基本方針

全国的に人口減少、少子高齢化が進展する中、誰もがいくつになっても活躍できる社会の実現が求められており、シルバー人材センターは、人手不足分野等での就業機会の開拓や就業機会の提供などの役割を担っている。しかし、コロナ禍での会員減少や会員の高齢化、インボイス制度の施行等により厳しい運営状況が想定される。

このような社会情勢の中、茂木町シルバー人材センターには、「自主・自立・共働・共助」の理念や基本方針のもと、茂木町の高齢者が元気に働き、積極的な社会参加による地域活性化などの社会的役割が期待されている。

令和5年度は、第3期中期計画の最終年度であり、引き続き「事業活動の普及啓発」「会員の確保」「就労機会の開拓と提供」及び「財政基盤の強化」による安定的な事業運営に取り組み、高齢者一人ひとりが自立し、地域社会の中で健康で生き生きと活躍できる社会を築いていくために「シルバー人材センター事業」を展開していく。

2 シルバー人材センター事業

(1) 就業機会提供事業

当センターは、茂木町内の60歳以上の不特定多数の高齢者に対し、次の形態で「臨時的かつ短期的又は軽易な業務」に係る就業の機会を提供する。

① 請負・委任

民間や公共から請け負った仕事について、当センターの会員である者に対し「請負・委任」契約により就業を提供する。

② 職業紹介

栃木県シルバー人材センター連合会との職業紹介事業実施に関する協定に基づき、60歳以上の求職者に対して、「臨時的かつ短期的又は軽易な業務」に係る雇用就業を紹介する。

③ 労働者派遣

栃木県シルバー人材センター連合会と労働者派遣事業実施に関する協定に基づき、60歳以上の派遣労働を希望する高齢者に対して、「臨時的かつ短期的又は軽易な業務」に係る派遣労働を提供する。

(2) 就業機会確保事業

当センターは、60歳以上の高齢者に対して「臨時的かつ短期的又は軽易な業務」に係る就業機会を確保するために、次の事業を実施する。

① 普及啓発事業

当センターが不特定多数の高齢者の就業機会を確保・提供していることを広く周知し、働く意欲のある高齢者の入会促進と提供する業務募集に努める。

また、新規会員の拡大、特に女性会員の拡大に努める。

ア 対 象 茂木町内の一般町民、事業者等

イ 入会促進 入会説明会の開催及びイベント毎に案内・説明実施

- ・会員の声かけ及び入会キャンペーンの実施
- ・入会希望者向けの講座・研修会の開催
- ・茂木町のジョブセンターとの連携
- ・入会案内パンフレットの作成・配付
- ・もてぎあいあいテレビ(11ch)等を活用した会員募集

ウ その他 各種イベントの実施

- ・シルバーの魅力アップの実践とPR
- ・社会奉仕活動の実施
- ・シルバーの日の開催
- ・会員作品展の開催
- ・会報「シルバーもてぎ」の製作・配布（町内各戸配付）

② 安全・適正就業推進事業

安全・適正就業の推進に努め、法令遵守での就業に向け次の取り組みを行う。

ア 対 象 当センターの会員

イ 安全・適正就業委員会の活動

- ・安全・適正就業委員会の開催
- ・就業中の会員への安全パトロールの実施

ウ その他 会員の体力保持・健康増進の取り組み

- ・就業実態の把握及び指導のため巡回
- ・安全就業のための講習会・研修会の実施

③ 就業開拓事業

高齢者に相応しい仕事の受注を確保するために次の取り組みを行う。

ア 対 象 茂木町内の一般家庭、自治体、事業所等

イ 開拓計画

- ・空き家管理事業の課題改善等の検討
- ・生活支援に関する事業内容の検討
- ・役員等による一般家庭及び企業訪問

ウ その他 シルバー人材センターで行う労働者派遣事業及び職業紹介事業についての周知

④ 高齢者活用・現役世代雇用サポート事業

家事援助サービスや地域における人手不足分野等への支援を拡大する。

3 法人運営

定款に定める当センターの事業目的に沿った運営を行うため次の事業を行う。

(1) 会 議

① 理事会

業務執行状況の確認・検討、会員の入会承認及び、第4期中期計画（令和6年度～令和10年度）の策定、デジタル化に向けた研修など、当センターの事業運営にとって重要な案件を審議・決定するために、年5回程度開催する。

② 監事による監査の実施 1回

③ 定時総会の開催 1回

(2) 研 修

① 役員・各委員・職員による視察研修

・デジタル化整備促進のための初期導入研修、先進地視察研修